

インターネット上の誹謗中傷に関する法的規制の現状と課題

－日本と中国の比較を中心に－

QIU MEILIN

近年、インターネット上の誹謗中傷は深刻な社会問題となっている。中国インターネット情報センターにより、2020年6月末時点で、中国のネットユーザー数は9億4,000万人で、世界最多となる。総務省「通信利用動向調査」により、2019年まで、日本のインターネット利用率（個人）は89.8%となっており、約9割を占める。日本と中国はともに大陸法国家に属し、両国の法律の近代化の過程、及び従来の法的伝統においても、酷似する面がある。インターネット上の誹謗中傷へ対応するため、国民の匿名の権利を重視している日本は、表現の自由と被害者の権利保護のバランスを取りつつある。中国は、インターネット実名制を導入し、国民が慎重に発言ようになるための法整備を行っている。

そこで本研究では、日本と中国、それぞれの民法と刑法をもとに、インターネット上の誹謗中傷問題に対し、日本と中国の法的規制の共通点や相違点を見付け出すことを目的とする。また、ネット中傷被害関連の他の法律を提示しつつ、被害者への迅速な救済を図るための対策と今後のSNSでの誹謗中傷関連の法的対策の在り方について考察した。

本研究の調査の結果として、まず両国の民法を踏まえて、インターネットによる誹謗中傷は、日本民法上の「不法行為」と中国民法上の「侵權行為」に該当する可能性がある。また、加害者の行為と被害者の権利・法益侵害との間の因果関係は違法性の重要な判断基準であり、日本法はより外部的名誉を重視する。一方で、判例を通じて、日本の刑法は、「事実を摘示する」ことを「名誉毀損罪」の構成要件としているが、法律規定の曖昧性により、犯罪事実の認定が難しい場合があることが分かった。中国の刑法は、「誹謗罪」の認定にあたっては、「犯罪の経緯が重大である」を強調し、具体的な事実の認定要件を定めている。結論的に、名誉毀損をめぐる、日本と中国、各々の民法と刑法に曖昧さが残っていることを示した。

また、SNSでの誹謗中傷を緩和させるため、日本の「プロバイダ責任制限法」や中国の「侵權責任法」をはじめ、一連の法的規制が行われている。しかし、法制度の整備の推進に伴い、個人情報の漏洩・救済措置の不足等の課題も生じる。

以上のことから、本研究は日本と中国、それぞれの現状を踏まえて、インターネット上の誹謗中傷による被害を減らすため、法制度の充実・整備等を考察し、今後の解決策を検討した。

(指導教員 高良幸哉)